平成２９年（フ）第５８号
兵庫県明石市西明石東町12番地の１　グリーンパレス101号、前住所兵庫県明石市大久保町大窪455番地の８
債務者　奥村　早苗
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
神戸市西区神出町田井1281番地
債務者　貞木　政枝
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
兵庫県明石市西明石南町２丁目11番１号　三陽南マンション202号
債務者　東内　　稔
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
島根県浜田市三隅町湊浦202番地
債務者　布野　純子
１　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４２号
広島県呉市安浦町大字安登3084番地の10
債務者　木村奈緒美（旧姓梶岡・江口）
１　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４４号
広島県江田島市能美町高田3839番地、住民票上の住所広島県呉市広大新開１丁目14番42―404号
債務者　山口　純平
１　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第８１号
佐賀市大和町大字久池井1818番地１　ヴューテラスⅡＡ－２
債務者　髙藏　良子
１　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
熊本市中央区国府３丁目２番10号　スカイコート102号室、前住所熊本県菊池市旭志伊坂709番地１
債務者　宮原加代子
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
大分県臼杵市大字戸室939番地の４
債務者　大堀　梨絵
１　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２８４号
福岡市中央区桜坂３丁目12番91―401号、申立時の住所神戸市垂水区星陵台５丁目11番13号ルシエール星陵台203号
債務者　水田　秀美
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２８号
神戸市北区星和台６丁目６番地の18
債務者　早速　靖雄
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４８号
神戸市須磨区北落合３丁目38番218―104号、前住所神戸市須磨区北落合１丁目１番310―101号
債務者　宇津　恵一
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５３号
神戸市兵庫区御崎町１丁目４番８号珠光山荘３階東号室、従前の住所神戸市兵庫区御崎町２丁目16番25―321号
債務者　藤原　忠浩
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原930番地の３　イエローハウス103
債務者　柿崎　清和
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７３号
広島県福山市三吉町１丁目８番36―301号
債務者　渡邊　孝行
１　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３１号
青森県弘前市大字桜ケ丘３丁目11番地17
債務者　桑田　大樹
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第４４号
青森県黒石市追子野木３丁目270番地
債務者　工藤　友絵
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
青森地方裁判所弘前支部